○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
中国横断自動車道姫路鳥取線　美作市今岡字セドノ田三七一番一から同市江ノ原字曲り五六六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所
〃　岡山県英田郡西粟倉村大字長尾字鳥ノ奥五九番から同村大字影石字安村一七七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　〃

供用開始の期日　平成二十五年三月二十三日十七時三十分

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山県勝田郡奈義町上町川字池尻一六六〇番一から同町上町川字大奈留一三三番まで	前	BA	九・八〇～三六・五〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一二・〇〇～六〇・〇〇メートル	
		C	一二・〇〇～六〇・〇〇メートル	
		BA	九・八〇～三六・五〇メートル	
		C	一二・〇〇～六〇・〇〇メートル	
		BA	〇・九五七キロメートル	
		C	〇・八三九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十三号　岡山県勝田郡奈義町上町川字池尻一六六〇番一から同町上町川字大奈留一三三番まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日

○九州地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市山田字千田島五一七九番二から同市北波多山彦字桑原一九〇二番二まで	前	二二・八〇～一九三・〇〇メートル	三・七八〇キロメートル
	後	二二・八〇～一九三・〇〇メートル	三・七八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
四百九十七号　唐津市千々賀字山田川内九〇八番一から同市北波多上平野字下の原三四八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十三日

○九州地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　路線名　東九州自動車道
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎市清武町今泉字柳ケ谷乙一九一五番から同市清武町今泉字柳ケ谷乙一八五八番一まで	前	三六・五〇～一五八・〇〇メートル	二〇・二〇三キロメートル
	後	一二・五〇～七一・〇〇メートル	二〇・二〇三キロメートル

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
東九州自動車道　宮崎市清武町今泉字柳ケ谷乙一九一五番から同市清武町今泉字柳ケ谷乙一八六九番一まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十三日

○九州地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第五百号臼杵都市計画道路事業三・五・八号祇園洲柳原線及び三・四・一号臼杵駅前末広線
三　事業施行期間　自平成十二年三月十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北海道開発局長　関　博之

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
二百二十九号　北海道積丹郡積丹町大字西河町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七四林班ト小班地内　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日